

別 紙

	氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する 期 間	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

- 備考
- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
 - 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
 - 3 同じ日に使用する者が**12人**を超えてはならない。
 - 4 18歳未満の者を届け出ることとはできない。
 - 5 使用期間中、異なる者を使用する場合は**実員60人**を超えてはならない。